

# 参 考 资 料

## 参考資料1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊重が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における

活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

## 参考資料 1

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に促進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置が講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

## 参考資料 1

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

### 附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

十一 男女共同参画審議会  
（別に定める経過措置）

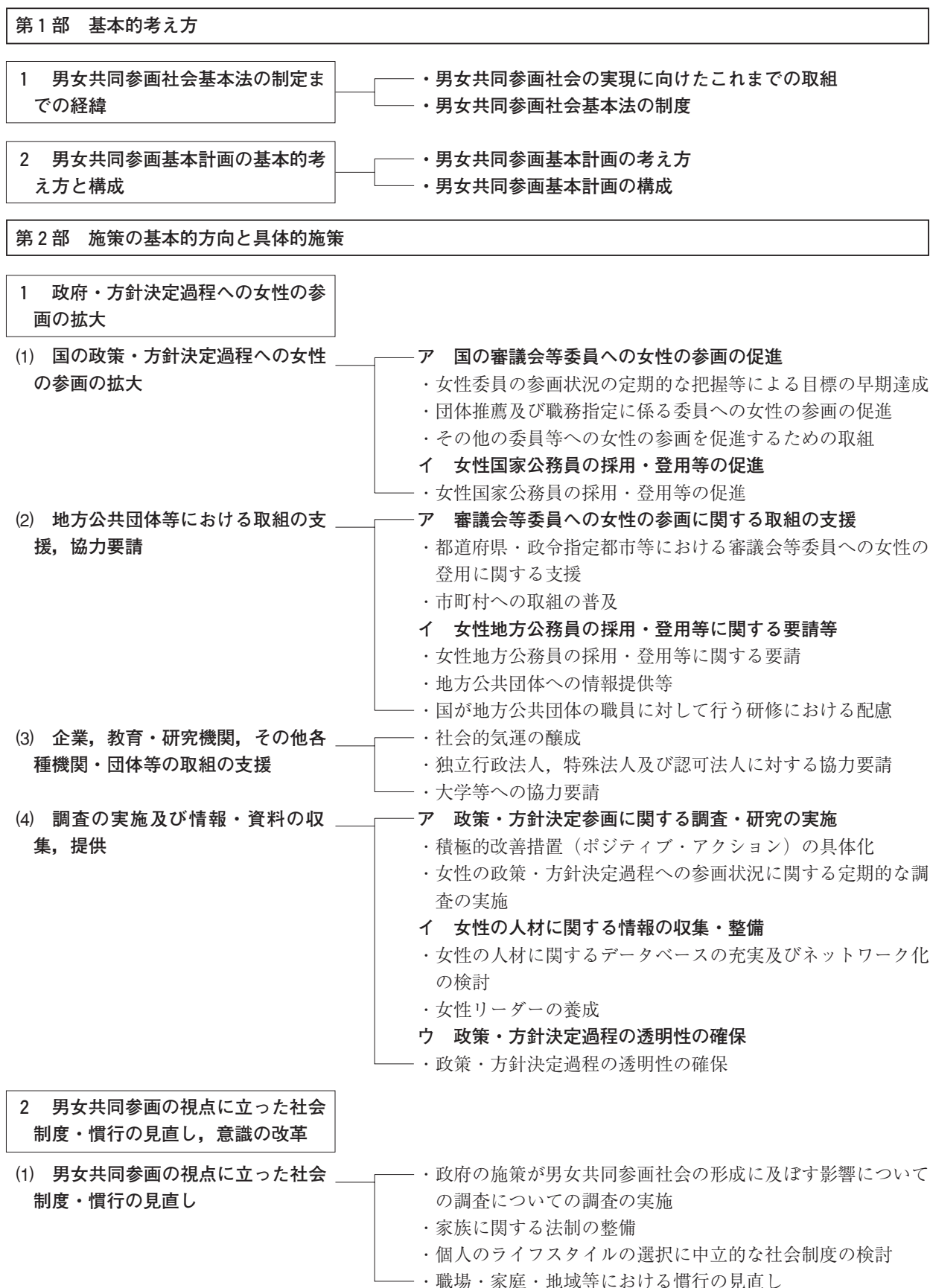
第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

### 附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 参考資料2 男女共同参画基本計画体系図

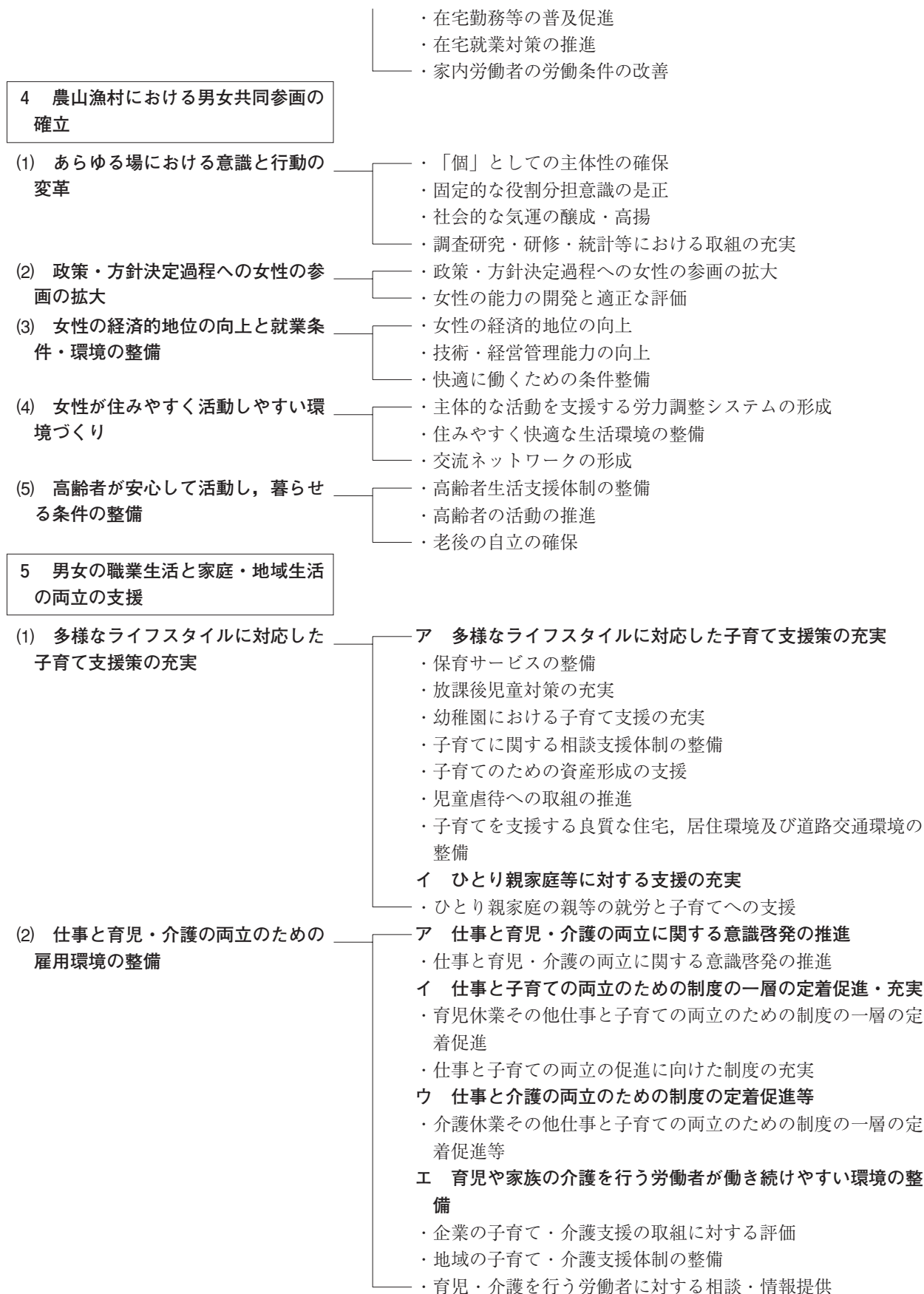


- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
  - ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
  - ・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
  - ・法令や条約の周知等
  - ・相談体制の充実
  - ・国際化への対応
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
  - ・統計調査等の充実
  - ・無償労働の数量的把握の推進

**3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
  - ア 男女雇用機会均等法の履行確保**
    - ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化
    - ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底
    - ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底
    - ・個別紛争解決の援助，相談機能の強化
    - ・女子学生の就職問題に関する施策の推進
  - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進**
    - ・国民的気運の醸成
    - ・企業のポジティブ・アクション取組の促進
  - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討**
    - ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討
- (2) 母性健康管理対策の推進
  - ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
  - ・妊娠，出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
  - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援**
    - ・情報提供，相談，研修等の拡充
    - ・公共職業訓練等の推進
    - ・労働者の自発的な職業能力開発の推進
    - ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
  - イ 再就職に向けた支援**
    - ・育児・介護等により退職した者に対する支援
    - ・職業能力開発の積極的展開
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
  - ア パートタイム労働対策の総合的な推進**
    - ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底等
    - ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底
    - ・パートタイム労働者の雇用の安定
    - ・パートタイム労働者に対する能力開発
  - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進**
    - ・事業の適正な運営の確保
    - ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保
  - ウ 女性起業家，家族従業者等に対する支援**
    - ・女性起業家に対する支援
    - ・家族従業者の実態把握等
  - エ 在宅勤務，SOHO等，新しい就業形態等に係る施策の推進**
    - ・テレワーク・SOHOの普及促進





(3) 家庭生活，地域社会への男女の共同参画の促進

ア 家庭生活への男女の共同参画の促進

- ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・父親の家庭教育参加の支援・促進

イ 地域社会への男女の共同参画の促進

- ・地域社会活動への参画促進
- ・地域の教育力の再生
- ・消費者教育の推進・支援
- ・環境保全活動への参画の支援
- ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
- ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備

ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備

- ・労働時間の短縮
- ・フレックスタイム制等の普及促進
- ・勤労者リフレッシュ対策

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

ア 介護保険制度の着実な実施

- ・介護保険制度の着実な実施

イ 高齢者保健福祉施策の推進

- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護予防・生活支援のための取組
- ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

ウ 介護に係る人材の確保

- ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進
- ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進

(2) 高齢期の所得保障

- ・公的年金制度の安定的な運営
- ・企業年金等の充実
- ・自助努力による資産形成等の促進

(3) 高齢者の社会参画の促進

- ・定年の引き上げ，継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等
- ・学習機会の整備等
- ・高齢者の社会参加活動の促進
- ・高齢者のスポーツ，レクリエーション活動の支援
- ・広報・啓発活動の推進

(4) 障害のある者への配慮の重視

- ・総合的な障害者施策の推進

(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

- ・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

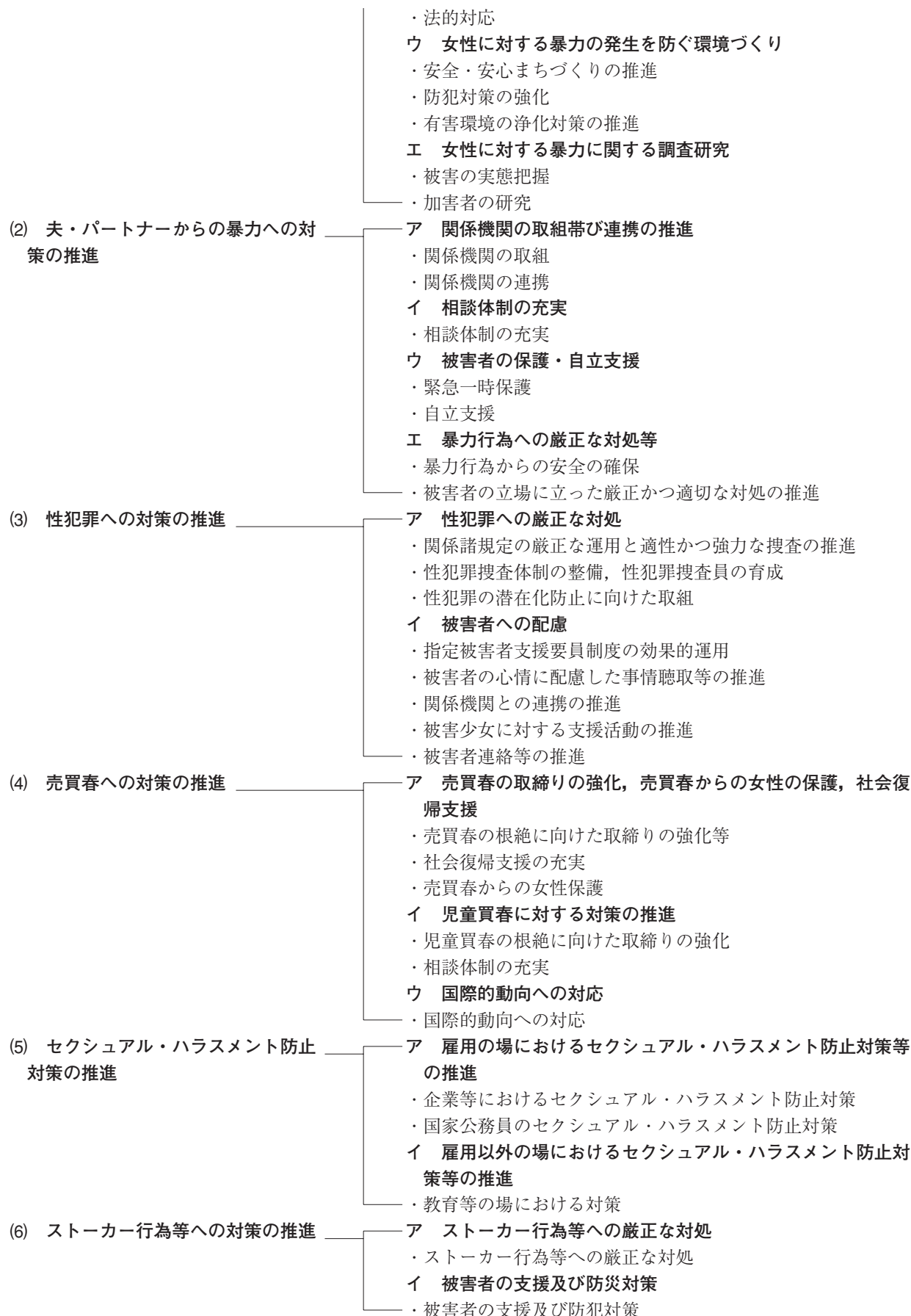
(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

- ・国民の意識啓発

イ 体制整備

- ・相談・カウンセリング対策の充実
- ・研修・人材確保
- ・厳正かつ適切な対処の推進
- ・関係機関の連携の促進



**8 生涯を通じた女性の健康支援**

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
  - ・女性の健康問題への取組についての気運の醸成
  - ・学校における性教育の充実
  - ・性に関する学習機会の充実
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
  - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実**
    - ・女性の健康保持のための事業等の充実
    - ・健康教育の推進
  - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援**
    - ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
    - ・不妊専門相談サービス等の充実
    - ・周産期医療の充実
    - ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及
  - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援**
    - ・成人期、高齢期の健康づくりの支援
    - ・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
    - ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
  - ア HIV/エイズ、性感染症対策**
    - ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
    - ・性感染症対策の推進
    - ・学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進
  - イ 薬物乱用対策の推進**
    - ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
    - ・少女による薬物乱用対策の推進
    - ・薬物乱用防止教育の充実
    - ・薬物乱用を許さない社会環境の形成

**9 メディアにおける女性の人権の尊重**

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
  - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進**
    - ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
    - ・性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
    - ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
    - ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
    - ・メディアにおける男女共同参画の推進
  - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討**
    - ・現行法令の適用による取締りの強化
    - ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及
    - ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進
    - ・自主ガイドラインの策定の支援等
    - ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
  - ウ メディア・リテラシーの向上**
    - ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
    - ・情報教育の推進

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

- ・男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定, 浸透
- ・ガイドラインの他の機関への啓発

**10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実**

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実**
  - ・学校教育全体を通じた指導の充実等
  - ・家庭科教育の充実
- イ 高等教育の充実**
  - ・高等教育機関における男女共同参画の推進
  - ・奨学金制度の充実
- ウ 社会教育の推進**
  - ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
  - ・男女共同参画に関する学習機会の提供
  - ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実
- エ 教育関係者の意識啓発**
  - ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
  - ・社会教育関係者の意識啓発
- オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実**
  - ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
  - ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 生涯学習の推進**
  - ・リカレント教育の推進
  - ・放送大学の整備等
  - ・学校施設の開放促進等
  - ・青少年の体験活動等の充実
  - ・民間教育事業との連携
  - ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
  - ・現代的課題に関する学習機会の充実
  - ・学習成果の適切な評価
- イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実**
  - ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
  - ・女性の能力開発の促進
  - ・女性の学習グループの支援
  - ・国立女性教育会館の事業の充実等
- ウ 進路・就職指導の充実**
  - ・進路指導の充実
  - ・女子高生, 女子学生に対する職業意識の醸成, 意識啓発の実施
  - ・就職指導の充実
  - ・各経済団体等への協力要請

**11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献**

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ, 浸透

- ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
- ・未締結の条約に関する検討
- ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

ア 国連の諸活動への協力

・国連の諸活動への協力

イ W I D / ジェンダーの推進

・W I D イニシアティブの推進

・W I D 推進体制の充実

・N G O 等との連携・協力の強化

ウ 女性の平和への貢献

・平和を推進する国際機関等への貢献

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

オ 国際交流・協力の推進

・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

・環境問題に関する国際協力等の取組の推進

・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

・男女共同参画会議の機能発揮

・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

・施策の総合的推進，フォローアップ等

・年次報告等の作成

・行政職員の研修機会等の充実

・国際機関，諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等

・内閣府男女共同参画局の機能発揮

・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実

・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等

・男女共同参画推進本部担当部署の充実等

・苦情の処理等のための，行政相談委員，人権擁護委員等の積極的活用

2 調査研究，情報の収集・整備・提供

・男女共同参画社会の形成に関する調査研究

・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

・我が国の取組の海外への発信

3 国の地方公共団体，N G O に対する支援，国民の理解を深めるための取組の強化

・地方公共団体に対する支援の強化

・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実

・N G O との連携の強化

・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

### 参考資料3 男女共同参画会議議員名簿（平成13年5月現在）

議長	福田 康夫	内閣官房長官
議員	片山 虎之助	総務大臣
同	森山 真弓	法務大臣
同	田中 眞紀子	外務大臣
同	塩川 正十郎	財務大臣
同	遠山 敦子	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	武部 勤	農林水産大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	扇 千景	国土交通大臣
同	川口 順子	環境大臣
同	中谷 元	防衛庁長官
同	村井 仁	国家公安委員長，防災担当大臣
同	猪口 邦子	上智大学教授
同	岩男 壽美子	武蔵工業大学教授，慶應義塾大学名誉教授
同	神田 道子	東洋大学長
同	小島 明	日本経済新聞社常務取締役・論説主幹兼国際担当
同	佐々木 誠造	青森市長
同	住田 裕子	弁護士
同	橘木 俊詔	京都大学経済研究所教授
同	原 ひろ子	放送大学教授，お茶の水女子大学名誉教授
同	福原 義春	(株)資生堂会長
同	古橋 源六郎	(財)ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	師岡 愛美	日本労働組合総連合会副会長
同	山口 みつ子	(財)市川房枝記念会常務理事

## 参考資料4 男女共同参画推進本部の設置について

〔平成6年7月12日 閣議決定〕  
〔平成10年12月15日 一部改正〕  
〔平成12年12月26日 一部改正〕

1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
本部員	特命担当大臣
	国家公安委員会委員長
	防衛庁長官
	総務大臣
	法務大臣
	外務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	環境大臣

3 本部の会議について、本部員を補佐するとともに、関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を担当させるため、本部に男女共同参画担当官（以下「担当官」という。）を置く。

担当官は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

4 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るため、本部に男女共同参画担当官会議を設置する。

5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

7 昭和50年9月23日の閣議決定に基づき総理府に設置された婦人問題企画推進本部は廃止する。



## 参考資料5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法

を含む。)をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

るものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

## 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月後を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

## 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

**第20条**

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

**第21条**

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

**第22条**

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

**第6部****第23条**

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

**第24条**

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

**第25条**

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

**第26条**

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

**第27条**

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

**第28条**

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



## 参考資料6 男女共同参画推進連携会議の開催について

〔平成8年8月6日 内閣官房長官（女性問題担当）決定〕  
〔平成13年1月6日 一部改正〕

- 1 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、もって男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、「男女共同参画推進連携会議」（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議は、内閣官房長官（男女共同参画担当大臣）が依頼する各界各層の有識者をもって構成する。
- 3 会議には、議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、会議を構成する者により互選されるものとする。
- 4 会議の庶務は、男女共同参画局総務課において処理する。
- 5 その他の会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

### 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）名簿（平成13年3月現在）

（79名・50音順）

（有識者）

石原 信雄 財団法人自治研究機構理事長 前内閣官房副長官  
 猪口 邦子 上智大学教授  
 金平 輝子 元東京都副知事  
 小泉 清子 ㈱鈴乃屋会長  
 佐藤 洋子 財団法人東京女性財団理事長  
 中村 道子 国連NGO国内婦人委員会委員長  
 西川 潤 早稲田大学教授  
 野田 愛子 弁護士 元札幌高等裁判所長官  
 林 陽子 弁護士  
 深尾 凱子 埼玉短期大学教授 豊島区立男女平等推進センター所長  
 藤原 房子 財団法人日本女子社会教育会理事長  
 三隅 佳子 北九州市立女性センター所長  
 宮崎 勇 ㈱大和総研特別顧問 元経済企画庁長官

（団体推薦）

財)あしたの日本を創る協会 常任理事	勝部 三枝子
社)ガールスカウト日本連盟 事務局長	松本 泰子
社)経済団体連合会 社会本部企業・社会グループ長	伊藤 一秀
社)経済同友会 常務理事	岡部 好夫
公立大学協会（東京都立大学助教授）	江原 由美子
国際協力事業団・青年海外協力隊 事務局長	金子 洋三
国際ソロプチミストアメリカ 前日本東リジョン経済的社会的開発委員長	市橋 静枝
社)国際婦人教育振興会 事務局長	矢崎 美恵子
国際ロータリー（第2750地区）理事	丸山 宏
国立大学協会（お茶の水女子大学長）	本田 和子
J A全国女性組織協議会 事務局員	野口 洋子
主婦連合会 専門委員	富野 七子

全国漁協婦人部連絡協議会 事務局責任者  
 全国更生保護婦人連盟 副会長  
 全国高等学校長協会 全国普通科高等学校長会事務局長  
 (社)全国高等学校PTA連合会 理事  
 全国公立短期大学協会 (神奈川県立栄養短期大学学長)  
 全国国公立幼稚園長会 事務局長  
 全国市長会 総務部長  
 (社福)全国社会福祉協議会 常務理事  
 全国女性税理士連盟 東日本支部副支部長  
 全国人権擁護委員連合会 理事  
 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長  
 全国知事会 調査第一部長  
 全国町村会 総務部長  
 全国都道府県教育委員会連合会 事務局長  
 全国婦人相談員連絡協議会 婦人相談員  
 (財)全国防犯協会連合会 専務理事  
 (社)全国保護司連盟 常務理事  
 全国幼稚園教育研究協議会 事務局長  
 全国林業研究グループ連絡協議会 女性会議副代表  
 全国連合小学校長会 理事  
 全日本私立幼稚園連合会 会長  
 全日本中学校長会 教育研究部長  
 (社)大学婦人協会 会長  
 (社)テレコムサービス協会 事務局長  
 (社)日本看護協会 第2副会長  
 (財)日本キリスト教女子青年会 副会長  
 (財)日本キリスト教婦人矯風会 副会長  
 日本経営者団体連盟 政策委員  
 (社)日本ケーブルテレビ連盟 理事長代行・専務理事  
 (社)日本広告業協会 専務理事  
 (社)日本雑誌協会 専務理事  
 (社)日本女医会 理事  
 日本商工会議所・全国商工会議所女性会連合会副会長  
 日本女性薬剤師会 副会長  
 (社)日本書籍出版協会 専務理事  
 日本女性科学者の会 会長  
 日本女性法律家協会 前会長  
 日本私立大学団体連合会 (日本女子大学理事長 大学長)  
 日本私立短期大学協会 副会長  
 (社)日本新聞協会 総務部長  
 日本生活協同組合連合会 理事  
 日本青年団協議会 社会女性部長

村 上 治 視  
 榊 野 文 子  
 川 端 春 生  
 金 入 明 義  
 鈴 木 忠 義  
 大 木 英 雄  
 磯 部 義 正  
 松 尾 武 昌  
 飯 塚 やよひ  
 野 中 邦 子  
 松 下 直 子  
 石 上 卓  
 山 崎 和 夫  
 桑 谷 和 男  
 北 山 信 子  
 中 野 公 義  
 宮 野 修  
 前 田 美知子  
 高 村 幸 子  
 荒 木 喜久子  
 三 浦 貞 子  
 岩 谷 榮 子  
 山 本 和 代  
 久和野 泰 久  
 井 部 俊 子  
 金 剛 静 慧  
 高 橋 喜久江  
 安 西 邦 夫  
 清 水 卓  
 大 島 邦 彦  
 乾 源 哉  
 松 井 ひろみ  
 尾 崎 公 子  
 塩 川 昭 子  
 五 味 俊 和  
 鈴 木 益 子  
 横 溝 正 子  
 宮 本 美沙子  
 関 口 富 左  
 今 田 昭  
 渡 辺 光 代  
 小 川 里津子

日本汎太平洋東南アジア婦人協会 会長	バックス 幸子
日本ヒーブ協議会 第22期会長	片岡 まり
日本B P W連合会 前会長	平松 昌子
(社)日本P T A全国協議会 事務局長	坂内 和子
日本婦人有権者同盟 副会長	大槻 勲子
日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会委員	富岡 恵美子
日本放送協会 労務・人事室〔人事〕部長	成田 千代治
(社)日本民間放送連盟 事務局次長	森 忠久
日本労働組合総連合会 中央執行委員	増田 滋
(社)ニュービジネス協議会 専務理事	稲田 実也
婦人国際平和自由連盟日本支部 会長	杉森 長子
(財)ボーイスカウト日本連盟 常務理事	上島 真一郎

参考資料7 男女共同参画・女性関係法令一覧

成立年月日 公布年月日 施行年月日	法 令 名	内 容
12. 3.24成立 12. 3.31公布 12. 4. 1施行	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第12号）	介護分野における労働力の確保と良好な雇用機会の創出の支援を図ることとした。
12. 5.12成立 12. 5.19公布 12. 6. 8施行 12.11. 1施行 13. 6. 1施行	刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号）	刑事手続において、犯罪被害者への適切な配慮を確保し、その一層の保護を図るため、①証人尋問の際の証人への付添、②証人尋問の際の証人の遮へい、③いわゆるビデオリンク方式による証人尋問及びその状況を記録した記録媒体の取調べ、④性犯罪の告訴期間の撤廃、⑤被害者等による心情その他の意見の陳述などの措置を定めた。
12. 5.12成立 12. 5.19公布 12.11. 1施行	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）	被害者等の心情を考慮し、かつ、その被害の回復に資するための措置として、①公判手続の傍聴、②公判記録の閲覧及び謄写、③民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を定めた。
12. 5.18成立 12. 5.24公布 12.11.24施行	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	ストーカー行為等を行う者に対する「警告」、「禁止命令」等の行政上の措置、検挙措置、被害者に対する被害防止のための援助の措置並びに国、地方公共団体、関係事業者及び地域住民による支援等について規定
12.11.29成立 12.12. 6公布 12.12. 6施行	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたもの。
11. 7. 8成立 11. 7.16公布 13. 1. 6施行	内閣府設置法（平成11年法律第89号）	1 内閣府の任務として、男女共同参画社会の形成の促進を図ることが位置付けられた。 2 内閣府に、男女共同参画会議を置くこととされた。
11. 7. 8成立 11. 7.16公布 13. 1. 6施行	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）	男女共同参画社会基本法の一部を改正し、男女共同参画会議の設置及び所掌事務等を定めた。
11.12.14成立 11.12.22公布 13. 1. 6施行	独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年法律168号）	従来の国立婦人教育会館を独立行政法人化するとともに、従来の「婦人教育」を「女性教育」に置き換えた。

参考資料8 男女共同参画に関する行政関係年表

年月日	国の動き	年月日	国際機関，民間団体等の動き
12. 4. 1	女性少年室は都道府県労働局に統合され雇用均等室に改組（労働省）		
12. 4.10 ～ 4.17	平成12年「女性週間」（労働省）		
12. 4.18	「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」公表（労働省）		
12. 4.24	平成12年「女性週間」全国会議を開催（労働省）		
12. 5	「女性に対する暴力をなくす運動」実施（総理府等）		
12. 5.26	「平成11年度 男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成12年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」（平成12年版男女共同参画白書）国会提出・公表（総理府）	12. 5.25	国連総会において「児童売買・児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書」（仮称）採択（ニューヨーク）（外務省）
12. 6. 1 ～ 6.30	第15回「男女雇用機会均等月間」（労働省）	12. 6. 5 ～ 6.10	国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）（外務省）
12. 6.14	「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」策定（労働省）	12. 6.12 ～ 6.30	第23回女子差別撤廃委員会開催（ニューヨーク）（外務省）
12. 6.21	「放送分野における青少年とメディアリテラシーに関する調査研究会」報告書（郵政省）		
12. 7	「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会」開催（厚生省）		
12. 7.14	「男女雇用機会均等基本方針」策定（労働省）		
12. 7.25 ～ 7.27	「教師のための男女共同参画セミナー」開催（国立婦人教育会館）（文部省）		
12. 7.31	男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申（総理府）		
12. 8. 3 ～ 8. 6	「女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」開催（国立婦人教育会館）（文部省）		
12. 8. 8	男女共同参画推進本部に「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」を設置		
12. 8.15	男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用について」決定		
12. 8	「ストーカー対策重点推進計画」策定（警視庁）		
12. 9.26	男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申（総理府）		
12.10. 6	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催（総理府）	12.10.12	「第22回J A全国大会」において「女性・担い手のJ A経営への参画の促進」を決議，具体的な参画目標を設定

年月日	国の動き	年月日	国際機関, 民間団体等の動き
12. 11. 10 ～ 11. 12	「ヌエック・フェスティバル2000」開催 (国立婦人教育会館) (文部省)	12. 11. 15	国連総会において, 国際組織犯罪条約 (仮称) 及びいわゆる「人の密輸」議定書を採択 (ニューヨーク) (外務省)
12. 11. 27	「女性に対する暴力に関するシンポジウム」開催 (総理府)		
12. 11. 28	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」に関する中間取りまとめ (法務省)		
12. 12. 7	「林政改革大綱」策定 (農林水産省)		
12. 12. 12	「男女共同参画基本計画」閣議決定 (総理府)		
12. 12. 26	男女共同参画推進本部「男女共同参画週間について」決定		
13. 1. 6	中央省庁等再編に伴い, 内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局を設置 (内閣府)		
13. 1. 23	男女共同参画会議初会合, 「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」設置 (内閣府)		
13. 3. 19	「農林水産業・農山漁村における少子化対策推進ビジョン」都道府県知事, 農林水産関係団体の長等に通知 (農林水産省)		
13. 3. 29	「平成12年版働く女性の実情」を公表 (厚生労働省)		
		13. 1. 15 ～ 2. 2	第24回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
		13. 3. 2	「第14回農山漁村の女性の日記念行事」を開催 (農林水産業関係の8つの女性団体の主催)
		13. 3. 6 ～ 3. 17	第45回国連婦人の地位委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)

## 参考資料9 主な男女共同参画関係調査一覧

調 査 名	調査実施年月日	調 査 対 象	資料作成発表年月
(内閣府関係)			
男女共同参画社会に関する世論調査	9年9月	全国20歳以上の者5,000人	10年1月
男女共同参画社会に関する世論調査	12年2月	全国20歳以上の者5,000人	12年5月
男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心として－	12年9月	全国20歳以上の者5,000人	12年12月
男女共同参画社会に関する有識者アンケート	10年9月	全国の有識者等3,000人	10年10月
人権擁護に関する世論調査	9年7月	全国20歳以上の者3,000人	9年10月
平成9年度国民生活選好度調査（女性のライフスタイルをめぐる国民意識－勤労，家庭，教育）	9年5～6月	全国20歳以上59歳以下の男女	10年2月
無償労働の貨幣評価について	56年 61年 3年 8年	当該年の家事等の無償労働を貨幣評価（15歳以上の全人口を対象に推計）	10年5月
介護と保育に関する生活時間の分析結果	8年	ふだん高齢者介護，又は幼児保育を行っていると考えられる世帯等を対象に分析	11年6月
男女間における暴力に関する調査	11年9～10月	全国20歳以上の男女4,500人	12年2月
(総務省関係)			
子どものテレビとテレビゲームへの接触状況に関するアンケート調査	12年3月	公立小学校3・4年生及びその保護者	12年7月
(文部科学省関係)			
女性及び家庭教育に関する学習事例調査	8年2～3月	女性及び家庭教育に関する学級・講座・講演会などの学習に関連した事業	9年12月
高等教育関係における女性学関連科目等の調査	9年4～6月	大学・短期大学等の高等教育機関において，女性学又は女性学の視点を取り入れた科目（講座）を開講している研究者	11年3月
(厚生労働省関係)			
母体保護統計報告	23年以降 毎年実施	各都道府県	毎年10月
平成8年度人口動態社会経済面調査（出生）	8年6月	7年11月，12月に生まれた子（調査時に生存）の母親	8年11月
平成9年度人口動態社会経済面調査（離婚）	9年10月	9年6月1～30日までの間に親権を行う子供を有して，協議離婚した者	10年1月
第11回出生動向基本調査	9年6月		
・夫婦調査		妻の年齢50歳未満の夫婦	10年10月
・独身者調査		18歳から49歳の独身男女	11年1月
女子雇用管理基本調査 8年度	8年7月	全国の9大産業に属する5人以上規模の約10,000事業所	9年8月

調 査 名	調査実施年月日	調 査 対 象	資料作成発表年月
女子雇用管理基本調査 9年度	9年8月	全国の9大産業に属する5人以上規模の約10,000事業所	10年8月
女性雇用管理基本調査 10年度	11年1月	全国の9大産業に属する30人以上規模の約7,000社	11年11月
女性雇用管理基本調査 11年度	11年10月	全国の9大産業に属する5人以上規模の約10,000事業所	12年12月
家内労働実態調査	毎年10月	一定の方法により抽出した全国の委託者及び家内労働者	毎年5月
平成7年パートタイム労働者総合実態調査  (農林水産省関係)	7年10月1日	全国の9大産業に属する5人以上規模の事業所約13,000及び上記事業所に雇用されているパートタイム労働者約300,000	8年10月
農業経営体の発展とその要因に関する調査研究－女性農業者の経営・社会参画の現状と今後の動向に関する調査研究－	10年1～3月	全国の農家世帯706戸からの1,412人の農業従事者(60歳未満の夫婦)	10年3月
農村女性の意識調査	10年9月	農村女性3,000人	10年12月
女子大生の農業・農村に対する意識調査	10年10月	都市在住の女子大生	10年12月
漁村における女性の意識調査	10年	北海道, 秋田, 岩手, 神奈川, 石川, 愛知, 山口, 福岡, 長崎, 鹿児島の10道県に居住する女性	10年12月
平成10年度農業構造動態調査 中山間農家就業構造等調査報告－女性の基幹的農業従事者がいる世帯－	10年10月	女性の基幹的農業従事者	11年12月
女性農業者の地位向上に関する実態調査	11年11月	販売農家の女性の農業従事者(おおむね60歳未満の女性農業者約3,000人)	12年4月
2000年世界農林業センサス農家調査(うち家族経営協定の締結数)	12年2月	販売農家	12年11月
農村における男女共同参画に関する意向調査  (国土交通省関係)	12年10月	自営農業に年間150日以上従事している65歳未満の女性と自営農業に従事しているその配偶者	13年2月
平成8年度地域間交流の推進のための施策等のあり方に関する調査	8年12～9年3月	農村地域の女性・高齢者による食品加工活動に取り組む団体及びこれらの活動に関心のある都市部消費者団体	9年3月

注：平成8年度以降に公表されたものについて掲載している。



## 参考資料10 都道府県及び指定都市における女性に関する施策の推進状況一覧

県名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	策定等年月
北海道	環境生活部男女共同参画推進室	北海道男女共同参画推進本部	北海道男女共同参画審議会	北海道男女共同参画プラン	9.3
青森県	環境生活部男女共同参画課	青森県男女共同参画推進連絡会議	青森県男女共同参画懇話会	あおり男女共同参画プラン21	12.1
岩手県	生活環境部青少年女性課	岩手県男女共同参画推進連絡会議	女性施策懇話会	いわて男女共同参画プラン	12.3
宮城県	環境生活部男女共同参画推進課	男女共同参画施策推進本部	男女共同参画推進委員会	みやぎ男女共同参画推進プラン	10.3
秋田県	生活環境文化部県民文化政策課男女共同参画室	男女共同参画行政推進連絡会議	男女共同参画推進懇話会	秋田県男女共同参画推進計画	13.3
山形県	文化環境部県民生活女性課男女共同参画室	男女共同参画推進本部	山形県男女共同参画推進懇話会	山形県男女共同参画計画	13.3
福島県	生活環境部県民生活課人権・男女共同参画グループ	女性行政連絡会議	女性問題企画推進会議	ふくしま男女共同参画プラン	13.2
茨城県	知事公室女性青少年課	男女共同参画推進本部	茨城県男女共同参画審議会	いばらきハーモニープラン	8.2
栃木県	生活環境部女性青少年課	男女共同参画推進本部	男女共同参画懇話会	とちぎ男女共同参画プラン	13.3
群馬県	環境生活部県民生活課男女共同参画室	男女共同参画推進本部	男女共同参画推進委員会	ぐんま男女共同参画プラン	13.3
埼玉県	総務部男女共同参画課	男女共同参画推進会議	男女共同参画審議会	2001彩の国男女共同参画プログラム	7.12
千葉県	企画部男女共同参画課	千葉県男女共同参画推進本部	千葉県男女共同参画推進懇話会	千葉県男女共同参画計画	13.3
東京都	生活文化局女性青少年部男女平等参画課	男女平等参画推進会議	男女平等参画審議会	男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」	10.3
神奈川県	県民部人権男女共同参画課	人権男女共同参画施策推進会議	女性問題協議会	かながわ女性プラン21	9.2
新潟県	環境生活部女性政策課	女性政策推進連絡会議	女性問題協議会	新潟・新しい波男女平等推進プラン	13.3
富山県	生活環境部女性青少年課男女共同参画班	男女共同参画推進会議	男女共同参画審議会	とやま男女共同参画プラン	9.4

県名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	策定等年月
石川県	県民文化局女性青少年課男女共同参画推進室	女性行政庁内連絡会議	女性ビジョン懇話会	いしかわ男女共同参画プラン2001	13. 3
福井県	県民生活部青少年女性課男女共同参画室	男女共同参画行政連絡協議会	男女共同参画推進連携会議	ふくい男女共同参画プラン	10. 3
山梨県	企画部県民室青少年女性課女性政策室	男女共同参画推進本部	第2期やまなしヒューマンプラン21推進懇話会	第2期やまなしヒューマンプラン21	10. 2
長野県	社会部男女共同参画課	男女共同参画推進本部	男女共同参画推進委員会	長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」	13. 2
岐阜県	地域県民部男女共同参画課	男女共同参画社会づくり推進本部	女性の世紀21委員会	ぎふ男女共同参画プラン	11. 3
静岡県	生活・文化部男女共同参画室	男女が共に創るしずおか行政推進会議	男女が共に創るしずおか推進懇話会	男女が共に創るしずおかプラン	8. 3
愛知県	県民生活部社会活動推進課男女共同参画室	男女共同参画行政推進会議	男女共同参画懇話会	愛知県男女共同参画計画	13. 3
三重県	生活部生活課男女共同参画室	男女共同参画推進会議	男女共同参画審議会	みえの男女共同参画プランーアイリス21ー	7. 8
滋賀県	企画県民部男女共同参画課	男女共同参画推進本部	男女共同参画懇話会	滋賀県男女共同参画推進計画「パートナーしが2010プラン」	10. 8
京都府	府民労働部女性政策課	女性政策推進本部	女性政策推進専門家会議	京都府男女共同参画計画「新KYOのあけぼのプラン」	13. 4
大阪府	生活文化部男女共同参画課	男女共同参画推進本部	男女協働社会づくり審議会	男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新女と男のジャンプ・プラン～	9. 3
兵庫県	県民生活部こころ豊かな人づくり推進課男女共同参画推進室	男女共同参画施策推進連絡会議	女性施策推進委員会	兵庫県男女共同参画計画ーひょうご男女共同参画プラン21ー	13. 3
奈良県	生活環境部男女共同参画課	男女共同参画推進本部	女性問題懇話会	奈良県女性行動計画(第二期)「なら女性プラン21」	9. 2
和歌山県	環境生活部共生推進局男女共生社会推進課	男女共生社会づくり連絡会議	男女共生社会づくり協議会	和歌山県男女共生社会づくりプラン	12. 3

県名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	策定等年月
鳥取県	生活環境部男女共同参画推進課	男女共同参画行政推進会議	男女共同参画審議会	とっとり男女共同参画計画	13. 6 (予定)
島根県	環境生活部県民課男女共同参画室	女性行政庁内連絡会議	女性行政推進会議	島根県男女共同参画計画「しまねパートナープラン21」	13. 2
岡山県	生活環境部男女共同参画課	男女共同参画推進本部	男女共同参画推進協議会	おかやまウィズプラン21	13. 3
広島県	環境生活部青少年女性課	広島県男女共同参画推進本部	広島県男女共同参画懇話会	広島県男女共同参画プラン	10. 3
山口県	環境生活部男女共同参画課	やまぐち男女共同参画プラン推進本部	山口県男女共同参画審議会	やまぐち男女共同参画プラン	10. 3
徳島県	県民環境部男女共同参画推進チーム	徳島県男女共同参画推進本部	女性対策協議会	徳島県女性総合計画(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)	9. 3
香川県	生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室	男女共同参画推進本部	男女共同参画推進委員会	香川県男女共同参画計画(仮称)	13. 9 (予定)
愛媛県	県民環境部男女共同参画局参画推進課	男女共同参画推進本部	男女共同参画会議	愛媛県男女共同参画計画	13. 5 (予定)
高知県	文化環境部生活女性課	男女共同参画推進本部	こうち男女平等推進懇話会	(新計画策定中)	
福岡県	生活労働部男女共同参画課	女性行政推進会議	男女共同参画社会づくり検討委員会	福岡県男女共同参画プラン(第3次行動計画)	8. 3
佐賀県	企画県民部県民生活課男女共同参画室	男女共同参画推進会議	男女共同参画推進審議会	佐賀県男女共同参画基本計画	13. 3
長崎県	県民生活環境部男女共同参画室	男女共同参画推進本部	男女共同参画懇話会	長崎県男女共同参画計画	12. 3
熊本県	環境生活部男女共同参画課	男女共同参画社会推進会議	男女共同参画社会推進懇話会	熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」	13. 3
大分県	生活環境部女性青少年課	男女共同参画推進本部	男女共同参画懇話会	おおいた男女共同参画プラン	13. 3
宮崎県	生活環境部女性青少年課	男女共同参画推進会議	男女共同参画推進懇話会	ひむか女性プラン	9. 2
鹿児島県	環境生活部青少年女性課男女共同参画室	男女共同参画推進本部	かごしまハーモニープラン推進懇話会	かごしまハーモニープラン	11. 3
沖縄県	総務部知事公室男女共同参画室	男女共同参画行政推進本部	女性問題懇話会	男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～	5. 3 (10. 3改定)

市名	部(局)課(室)名	行政連絡会議	懇話会等	行動計画	策定等年月
札幌市	市民局生活文化部 男女共同参画推進 室男女共同参画課	男女共同参画行政 推進会議	男女共同参画推進 懇話会	男女の共同参画型 社会を目指すさっ ぱろ計画(第2次 女性計画)	6. 3
仙台市	市民局生活文化部 男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	ジェンダーフリー 推進協議会	男女共同参画せん だいプラン	10. 3
千葉市	市民局生活文化部 男女共同参画課	千葉市男女共同参 画推進協議会	千葉市男女共同参 画懇話会	ちば男女共同参画 計画・ハーモニー プラン21	13. 3
川崎市	市民局人権・男女 共同参画室	人権・男女共同参 画推進連絡会議	男女平等推進協議 会	川崎市新女性行動 計画「かわさき男 女平等推進プラ ン」	6.12
横浜市	市民局男女共同参 画推進室	男女共同参画推進 会議	男女共同参画社会 推進協議会	ゆめはま男女共同 参画プラン	11. 3
名古屋市	総務局総合調整部 男女共同参画推進 室	男女共同参画推進 協議会	男女共同参画懇話 会	男女共同参画プラ ンなごや	7. 3
京都市	文化市民局人権文 化推進部男女共同 参画推進課	男女共同参画推進 会議	男女共同参画懇話 会	第2次京都市女性 行動計画	9. 3
大阪市	市民局市民生活推 進部男女共同参画 課	男女共同参画協議 会	男女共同参画懇話 会	大阪市男女共同参 画プラン	10. 3
神戸市	市民局生活文化部 男女共同参画課	男女共同参画推進 本部	男女共同参画懇話 会	こうべ男女共同参 画プラン21	10. 9
広島市	市民局振興課男女 共同参画室	男女共同参画推進 本部	男女共同参画推進 協議会	ひろしま21世紀男 女共同参画プラン	9. 3
福岡市	市民局女性部女性 企画課	男女共同参画推進 協議会	男女共同参画推進 懇話会	ふくおか男女共同 参画プラン第2次 実施計画(福岡市 男女共同参画計 画)	13. 2
北九州市	市民局女性行政推 進部	男女共同参画推進 本部	男女共同参画会議	北九州市男女共同 参画プラン	12. 4

## 参考資料11 女性のための総合的な施設一覧

自治体名	都道府県・指定都市の女性問題担当部局が所管する，女性のための総合的な施設	郵便番号	住所	電話番号
北海道	北海道立女性プラザ	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1	011-251-6329
青森県	青森県男女共同参画センター (アビオあおもり)	030-0822	青森市中央3-7-1 (13年6月開館予定)	017-732-1010
秋田県	秋田県男女共同参画センター	010-0001	秋田市中通2-3-8	018-836-7853
山形県	山形県男女共同参画センター (チェリア)	990-0041	山形市緑町1-2-36遊学館内2F	023-629-7751
福島県	福島県男女共生センター (女と男の未来館)	964-0904	二本松市郭内1-196-1	0243-23-8301
栃木県	とちぎ女性センター (パルティ)	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7700
埼玉県	埼玉県女性センター (With youさいたま)		(14年4月開館予定)	
千葉県	千葉県女性センター	277-0882	柏市柏の葉4-3-1さわやかちば県民プラザ内	0471-40-8602
東京都	東京ウイメンズプラザ	150-0001	渋谷区神宮前5-53-67	03-5467-1711
神奈川県	かながわ女性センター	251-0036	藤沢市江ノ島1-11-1	0466-27-2111
新潟県	新潟県女性センター	950-0994	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ2F	025-281-5511
富山県	富山県県民共生センター (サンフォルテ)	930-0805	富山市湊入船町6-7	076-432-4500
石川県	石川県女性センター	920-0861	金沢市三社町1-44	076-234-1112
福井県	福井県生活学習館 (ユー・アイ ふくい)	918-8135	福井市下六条町14-1	0776-41-4200
山梨県	総合女性センター (びゅあ総合)	400-0862	甲府市朝気1-2-2	055-235-4171
	富士女性センター (びゅあ富士)	402-0052	都留市中央3-9-3	0554-45-1666
	峡南女性センター (びゅあ峡南)	409-2305	南巨摩郡南部町内船9353-2	05566-4-4777
長野県	長野県男女共同参画センター (あいとびあ)	394-0033	岡谷市南宮東10019	0266-22-5781
岐阜県	県民ふれあい会館内男女共同参画サロン	500-8384	岐阜県藪田南5-14-53	058-277-1111
静岡県	静岡県女性総合センター (あざれあ)	422-8063	静岡県馬淵1-17-1	054-250-8107
愛知県	愛知県女性総合センター (ウイルあいち)	461-0016	名古屋市東区上堅杉町1	052-962-2511
三重県	三重県男女共同参画センター (フレンテみえ)	514-0061	津市一身田上津部田1234	059-233-1130
滋賀県	滋賀県立女性センター	523-0891	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751
京都府	京都府女性総合センター	601-8047	京都市南区新町通九条下ル京都府民総合交流プラザ東館2F	075-692-3433
大阪府	大阪府立女性総合センター (ドーンセンター)	540-0008	大阪市中央区大手前1-3-49	06-6910-8500
兵庫県	兵庫県立女性センター (オープン)	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー8F	078-360-8550

自治体名	都道府県・指定都市の女性問題 担当部局が所管する，女性のため の総合的な施設	郵便 番号	住 所	電話番号
奈良県	奈良県女性センター	630-8216	奈良市東向南通6	0742-27-2300
和歌山県	和歌山県男女共生社会推進セン ター（りいぶる）	640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛9F	073-435-5245
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター （よりん彩）	680-0816	倉吉市駄経寺町212-5	0858-23-3901
島根県	島根県立女性総合センター （あすてらす）	694-0064	大田市大田町大田イ236-4	08548-4-5500
岡山県	岡山県男女共同参画推進セン ター（ウィズセンター）	700-0821	岡山市中山下1-8-45N T Tクレド岡山 ビル17F	086-235-3307
広島県	広島県女性総合センター （エソール広島）	730-0043	広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
徳島県	徳島県男女共同参画プラザ （はばたき）	770-0831	徳島市寺島本町西1-5	088-655-3911
愛媛県	愛媛県女性総合センター	791-8014	松山市山越町450	089-926-1633
高知県	こうち女性総合センター （ソーレ）	780-0935	高知市旭町3-115	088-873-9100
福岡県	福岡県女性総合センター （あすばる）	816-0804	春日市原町3-1-7	092-584-3739
佐賀県	佐賀県立女性センター （アバンセ）	840-0815	佐賀市天神3-2-11	0952-26-0011
鹿児島県			（平成15年春開館予定）	
沖縄県	沖縄県女性総合センター （ているる）	900-0036	那覇市西3-11-1	098-866-9090
札幌市	札幌市女性センター	060-0042	札幌市中央区大通西19	011-621-5177
仙台市	エル・パーク仙台	980-8555	仙台市青葉区一番町4-11-1	022-268-8300
千葉市	千葉市女性センター （ハーモニープラザ）	260-0844	千葉市中央区千葉寺町638-1	043-209-8771
川崎市	川崎市男女共同参画センター （すくらむ21）	213-0001	川崎市高津区溝口2-20-1	044-813-0808
横浜市	横浜女性フォーラム	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町435-1	045-862-5050
	フォーラムよこはま	220-8113	横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 ランド マークタワー13F	045-224-1133
京都市	京都市女性総合センター （ウィングス京都）	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下ル御射山 町262	075-212-7470
大阪市	大阪市立男女共同参画センター 北部館（クレオ大阪北）	533-0023	大阪市東淀川区東淡路1-4-21	06-6320-6300
	大阪市立男女共同参画センター 西部館（クレオ大阪西）	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800
	大阪市立男女共同参画センター 南部館（クレオ大阪南）	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100
	大阪市立男女共同参画センター 東部館（クレオ大阪東）	536-0014	大阪市城東区鳴野西2-1-21	06-6965-1200
	大阪市立男女共同参画センター 中央館（クレオ大阪中央）		（平成13年10月開館予定）	
神戸市	神戸市男女共同参画センター （あすてっぶK O B E）	650-0016	神戸市中央区橘通3-4-3	078-361-6977
福岡市	福岡市女性センター （アミカス）	815-0083	福岡市南区高宮3-3-1	092-526-3755
北九州市	北九州市立女性センター （ムーブ）	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939

## 参考資料12 男女共同参画宣言都市一覧

	開催市	担当部局	住所	連絡先
平成6年度	長野県塩尻市	生涯学習部男女共同参画課	339-0738 長野県塩尻市大門7-4-3	T E L 0263-54-2705 F A X 0263-54-2705
	大阪府堺市	総務人権局男女共同参画推進課	590-0078 大阪府堺市南瓦町3-1	T E L 0722-28-7408 F A X 0722-28-8070
	兵庫県宝塚市	市民部同和人権推進室女性施策課	665-0845 兵庫県宝塚市栄町2-1-2 「ソリオ2」4F	T E L 0797-86-4006 F A X 0797-83-2424
平成7年度	岩手県大船渡市	総務部活力推進課女性施策推進室	022-8501 岩手県大船渡市盛町字字都野沢15	T E L 0192-27-3111 (235) F A X 0192-26-4477
	三重県津市	市民生活部市民交流課女性行政室	514-8611 三重県津市西丸之内23-1	T E L 059-229-3103 F A X 059-229-3366
	熊本県八代市	市民環境部人権啓発課男女共同参画推進室	866-8601 熊本県八代市松江城町1-25	T E L 0965-32-2650 F A X 0965-32-8944
平成8年度	青森県青森市	市民文化部男女共同参画課	030-0801 青森県青森市新町1-3-7「アウガ」5F	T E L 017-776-8835 F A X 017-776-8828
	茨城県水戸市	市長公室男女共同参画推進室	310-0063 茨城県水戸市五軒町1-2-12	T E L 029-226-3161 F A X 029-226-3162
	東京都立川市	文化児童部女性総合センター男女共生係	190-0012 東京都立川市曙町2-36-2	T E L 042-528-6801 F A X 042-528-6805
平成9年度	茨城県波崎町	総務部企画課女性行政係	314-0422 茨城県鹿島郡波崎町6530	T E L 0479-44-1111 (260) F A X 0479-44-5134
	埼玉県加須市	総務部女性政策課	347-8501 埼玉県加須市大字下三俣290	T E L 0480-62-1111 (296) F A X 0480-62-1934
	東京都羽村市	企画総務部企画調整課男女共同参画担当	205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	T E L 042-555-1111 (314) F A X 042-554-2921
	香川県高松市	女性センター	760-0020 香川県高松市錦町1-20-11	T E L 087-821-2611 F A X 087-821-2661
平成10年度	宮城県柴田町	企画調整課女性政策係	989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	T E L 0224-55-2124 F A X 0224-55-4172
	山形県山形市	市民生活部女性青少年課	990-8540 山形県山形市旅籠2-3-25	T E L 023-641-1212 (582) F A X 023-641-1908
	埼玉県桶川市	政策推進部女性政策室	363-8501 埼玉県桶川市泉1-3-28	T E L 048-786-3211(1217,1218) F A X 048-786-9866
	東京都杉並区	区民生活部文化・交流課	166-8570 東京都杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1	T E L 03-3312-2111 (1566) F A X 03-3312-2440
	東京都日野市	企画部女性参画推進室	191-8686 東京都日野市神明1-12-1	T E L 042-585-1111 (429) F A X 042-581-2516

	開催市	担当部局	住所	連絡先
平成10年度 (続き)	石川県 小松市	総務企画部男女共生推進企画課	923-8650 石川県小松市小馬出町91	T E L 0761-24-8043 F A X 0761-21-3791
	福井県 福井市	市長室男女共同参画室・少子化対策センター	910-8501 福井県福井市大手3-10-1	T E L 0776-20-5353 F A X 0776-20-5733
	滋賀県 大津市	企画部男女共同参画課	520-8575 滋賀県大津市御領町3-1	T E L 077-528-2615 F A X 077-523-0460
	山口県 宇部市	総務部男女共同参画課 男女共同参画係	755-0033 山口県宇部市琴芝町1-2-5 男女共同参画センター・フォーユー	T E L 0836-33-4004 F A X 0836-33-3958
	福岡県 大野城市	市民部女性政策課	816-0934 福岡県大野城市曙町2-3-1	T E L 092-586-4030 F A X 092-586-4031
	沖縄県 那覇市	総務部男女共同参画室	900-0016 沖縄県那覇市前島3-25-1	T E L 098-861-7520 F A X 098-862-0701
平成11年度	東京都 府中市	生活文化部女性青少年課女性センター係	183-0034 東京都府中市住吉町1-84 ステータザ府中中河原4F	T E L 042-351-4600 F A X 042-351-4603
	山形県 榊形町	企画情報課女性行政係	400-0395 山梨県中巨摩郡榊形町小笠原376	T E L 055-283-1111 F A X 055-283-1140
	静岡県 大須賀町	企画課女性政策係	437-1393 静岡県小笠郡大須賀町西大淵100	T E L 0537-48-1002 F A X 0537-48-5996
	香川県 丸亀市	市民部生活課	763-8501 香川県丸亀市大手町2-3-1	T E L 0877-24-8807 F A X 0877-24-8832
	長崎県 長崎市	企画部男女共同参画室	850-0874 長崎県長崎市魚の町5-1 長崎市女性センター	T E L 095-826-0018 F A X 095-826-2244
	宮崎県 延岡市	企画部女性行政推進課	882-8686 宮崎県延岡市東本小路2-1	T E L 0982-22-7056 F A X 0982-21-0203
平成12年度	福島県 二本松市	教育委員会生涯学習課	964-8601 福島県二本松市金色403-1	T E L 0243-23-1111 (425) F A X 0243-22-3147
	神奈川県 相模原市	企画部男女共同参画課	229-8611 神奈川県相模原市中央2-11-15	T E L 042-769-8205 F A X 042-754-7990
	山梨県 都留市	総務部政策形成課政策担当	402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1	T E L 0554-43-1111 F A X 0554-43-5049
	岡山県 倉敷市	市民環境部人権政策部 男女共同参画課	710-8565 岡山県倉敷市西中新田640	T E L 086-426-3105 F A X 086-426-0990
	愛媛県 新居浜市	市民環境部男女共同参画課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町1-5-1	T E L 0897-65-1233 F A X 0897-65-1255
	佐賀県 伊万里市	総務部女性・文化政策室	848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355-1	T E L 0955-23-2111 (485) F A X 0955-23-6113
	鹿児島県 鹿児島市	企画部女性政策課	892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11-1	T E L 099-216-1110 F A X 099-216-1108



参考資料13 各府省男女共同参画推進本部主管課一覽

府 省 部 (局) 課 名	電 話 番 号		
	代 表	直 通	
内閣府男女共同参画局総務課	(5253) 2111 内83706	(3581) 5003	
警察庁長官官房総務課	(3581) 0141 内2137	—	
防衛庁人事・教育局人事第二課	(3268) 3111 内20681	(5229) 2146	
金融庁総務企画局総務課	(3506) 6000 内3138	(3506) 6026	
総務省大臣官房企画課	(5253) 5111 内5158	(5253) 5158	
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	(3580) 4111 内2886	(3592) 7007	
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課	(3580) 3311 内3928	(3581) 4995	
財務省大臣官房審議官室	(3581) 4111 内5167	(3592) 1018	
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	(3581) 4211 内3268	(3592) 1582	
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	(5253) 1111 内7897	(3595) 2491	
農林水産省経営局女性・就農課	(3202) 8111 内4332	(3591) 5831	
経済産業省大臣官房企画課政策企画室	(3501) 1511 内2132	(3501) 0650	
国土交通省総合政策局政策課	(5253) 8111 内24223	(5253) 8256	
環境省総合環境政策局総務課	(3581) 3351 内6216	(5521) 8227	
人事院事務総局総務局参事官	(3581) 5311 内227	(3581) 0686	

## 参考資料14 「男女共同参画基本計画」情報・相談窓口一覧

サービスの提供はどこに頼めば受けられる？

悩みごと・困りごとの相談はどこに訴えればよいのか？

このコーナーでは、「男女共同参画基本計画」で扱われている項目の中から、主に公の機関・団体による情報提供や相談が受けられる窓口を御紹介します。（電話の受付日時については個別にお確かめ下さい。また、代表的な電話番号のみ掲載している場合があります。）

### 情報・相談窓口，救済機関等（総論）

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活の中で感じた人権上の問題について相談したいとき。	人権擁護委員（全国に約14,000人配置） 人権相談所（各法務局・地方法務局・支局に常設）	最寄りの法務局等に問い合わせを。  （東京）03-3214-6231（内線2422） <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html</a> 〔所在地一覧〕
外国人に対する情報の提供，相談窓口等。	外国語による医療情報提供（AMDA国際医療情報センター）  外国人のための人権相談所（法務局等で曜日・時間を指定して開催）  外国語による通報，相談等	（東京）03-5285-8088（英，西，中，韓，タイ，ポルトガル，ペルシャ，フィリピン），（大阪）06-6636-2333（英，西，中，ポルトガル） （東京）03-3214-6231，（大阪）06-6942-1481，（神戸）078-392-1821，（名古屋）052-952-8111，（広島）082-228-5201，（福岡）092-725-9201，（高松）0878-37-5901，（松山）089-943-6688 <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a> 〔所在地・開催日時一覧〕 各都道府県警察本部の総合相談窓口
119番通報すべきか迷う場合，火事や事件に関する問い合わせ等。	消防テレホンサービス・災害情報案内・消防案内	（東京消防庁）03-3212-2119（毎日24時間）
女性に関する様々な問題（家庭，仕事，暴力被害，健康等）について相談したいとき。	各地方公共団体の女性センター	本書参考資料11参照（センターごとの具体的な扱い内容は個別に問合せを。）
女性が働いていく上で出会う様々な悩みや疑問について相談したいとき。	女性と仕事の未来館	03-5444-4155（総合相談専用） 03-5444-4151（代表） <a href="http://www.miraikan.go.jp/soudan/">http://www.miraikan.go.jp/soudan/</a>
女性や家庭に関する情報を得たいとき。	独立行政法人国立女性教育会館 女性教育情報センター	0493-62-6711（代表） <a href="http://www.nwec.go.jp">http://www.nwec.go.jp</a>
全省庁，独立行政法人，特殊法人及び認可法人の業務，国の法定受託事務に該当するもの，補助を受けて行	行政相談委員（全国に約5,000人配置） 管区行政評価局・行政評価事務	管区行政評価局，行政評価事務所の行政相談課に問合せを。 〔管区〕（北海道）011-709-1100，

<p>われている地方公共団体の業務等国の行政全般にわたる苦情について相談したい場合。</p>	<p>所の行政相談課（「行政苦情110番」）</p> <p>総合行政相談所（札幌，仙台，東京，名古屋，大阪，広島，福岡，那覇のデパート等に設置）</p>	<p>（東北）022-222-1100，（関東）048-601-1100，（中部）052-962-1100，（近畿）06-042-1100，（中国四国）082-222-1100，（四国）087-862-1100，（九州）092-473-1100，（沖縄）098-867-1100</p> <p>〔行政相談〕</p> <p><a href="http://www.soumu.go.jp/kansatu/tizu.htm">http://www.soumu.go.jp/kansatu/tizu.htm</a></p> <p>（札幌）011-215-3585，（仙台）022-263-6201，（東京）03-3987-0229，（名古屋）052-263-1192，（大阪）06-6241-5111，（広島）082-223-6030，（福岡）092-781-7830，（那覇）098-861-3794</p> <p><a href="http://www.soumu.go.jp/kansatu/address.htm#sodan">http://www.soumu.go.jp/kansatu/address.htm#sodan</a></p>
--	--	---

### いろいろな社会制度等について知りたい，相談したいときは？（総論）

こんなときは	情報提供・相談窓口	連絡先
<p>税金について知りたい。</p>	<p>国税局（所）税務相談室（全国に151か所）</p> <p>タックスアンサー（税務相談等の自動回答システム）</p> <p>タックスアンサー・ホームページ</p> <p>都道府県又は市区町村の税務相談</p> <p>税理士会の無料税務相談（常設）</p> <p>全国婦人税理士連盟</p>	<p>（東京）03-3821-9080</p> <p>（東京）03-3213-2222</p> <p><a href="http://www.taxanser.nta.go.jp">http://www.taxanser.nta.go.jp</a></p> <p>日本税理士会連合会 03-5435-0931に問合せを。 03-3226-0878</p>
<p>年金について知りたい。</p>	<p>社会保険庁／厚生労働省年金局</p> <p>社会保険業務センター中央年金相談室</p> <p>各地域の社会保険事務所</p> <p>各地域の年金相談サービスセンター（来訪相談のみ）</p> <p>年金電話番</p> <p>厚生年金基金連合会</p>	<p>03-5253-1111（代表）</p> <p>03-3334-3131</p> <p>最寄りの社会保険事務所に問合せを。</p> <p>（首都圏）03-3335-6666</p> <p>03-3597-0661</p>
<p>法律相談をしたい。</p>	<p>日本弁護士連合会</p> <p>財法律扶助協会</p> <p>都道府県・市区町村民相談室</p> <p>各地方公共団体の女性センター</p>	<p>03-3580-9841</p> <p>（本部）03-3581-6941</p> <p><a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken23.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken23.html</a>〔所在地一覧〕</p>

労働条件等に関する様々な問題（賃金、労働時間、労働災害、安全衛生等）について相談したいとき。	労働基準監督署	最寄りの労働基準監督署に問い合わせを。
平日5時以降や土曜日に労働条件に関する様々な問題について相談したいとき。	大都市を中心に設置されている労働条件相談センター	(社)全国労働基準関係団体連合会 (本部) 03-3437-1022

**(各論)**

**雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
職場における男女均等取扱いの問題。働く女性に関する問題や企業における女性の積極的活用についての相談。	都道府県労働局雇用均等室	各都道府県労働局雇用均等室に問合せを。
働く女性のための相談や、セミナー・講習会等を実施している施設は。	働く婦人の家 (財)21世紀職業財団	各都道府県労働局職業安定課に問合せを。 (本部) 03-5276-3691
求人・求職情報や職業能力開発校への入学斡旋の情報を知りたい場合。	各地域の公共職業安定所	各都道府県の労働局職業安定課に問合せを。
新卒者関連の就職情報を知りたい場合。	学生職業センター・学生職業相談室(専修学校以上新卒者対象)	各都道府県の労働局職業安定課に問合せを。
労働者として職業能力の向上をはかりたいとき。	職業能力開発促進センター 都道府県立職業能力開発校	各都道府県の職業能力開発課に問合せを。
再就職の相談をしたい場合。	各地域の公共職業安定所	各都道府県労働局職業安定課に問合せを。
再就職を希望する女性が就業に関する相談を受けたい、又は就業に必要な技術を身につけたい場合。	都道府県の就業援助施設	各都道府県労働局職業安定課に問合せを。
パートタイム労働についての総合的な職業紹介サービスを希望する場合。	各地域の公共職業安定所、パートバンク及びパートサテライト	各都道府県の労働局職業安定課に問合せを。
パートタイム労働法全体に関する相談、啓発活動は。	都道府県労働局雇用均等室	各都道府県労働局雇用均等室に問合せを。
パートタイム労働者の雇用管理改善のための相談や助成金についての問合せは。	(財)21世紀職業財団(短時間労働援助センター)	(本部) 03-5276-3693
新たな事業を行いたいので支援が必要な場合。	経済産業省(経済産業政策局・中小企業庁)各経済産業局 各都道府県商工関係課 (財)ベンチャーエンタープライズセンター	03-3501-1511 各経済産業局に問合せを。 各都道府県に問合せを。 03-3545-4081
在宅ワークに関する相談は。	(財)21世紀職業財団	(本部) 03-5276-3751 e-mail:zaitaku1@jiwe.or.jp (東京事務所) 03-3258-2038 (大阪事務所) 06-6262-2155

### 農山漁村における男女共同参画の確立

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
農業・農村に関する様々な問題について相談したいときや、生産技術・経営管理能力の向上を図りたい場合。	都道府県農業改良主務課 地域農業改良普及センター (全国485か所)	各都道府県に問合せを。
農林水産業に従事する女性のネットワークについての情報は。	(社)農山漁村女性・生活活動支援協会	03-3584-6160

### 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
子どもを幼稚園・保育所に入れたい。	保育所の申込み・問合せ 幼稚園の問合せ。 幼稚園の申込み	福祉事務所か市区町村役場へ。 市区町村の教育委員会又は園へ。 直接園へ。
子どものしつけなど家庭教育に関する相談をしたい場合。	各都道府県の教育委員会の家庭教育担当課に問合せを。	
児童虐待など児童や青少年の被害について相談したい場合。	各都道府県警察本部の総合相談室、少年相談窓口又は各警察署の少年相談窓口。 地域の児童相談所 地域の家庭児童相談室「地域の児童委員」 子どもの人権110番（各法務局・地方法務局等に常設）	(警視庁) 03-3580-4970 (大阪) 06-6772-7867 (愛知) 052-951-7867ほか 場所は都道府県庁に確認を。 場所は市区町村役場に確認を。  (東京) 03-3214-0424
事業所で育児休業制度、介護休業制度を設けるときの。育児・介護休業法に関する問合せは。	都道府県労働局雇用均等室	各都道府県労働局雇用均等室に問合せを。
仕事と家庭との両立を支援するための給付金の支給、相談、セミナー等の実施は。	(財)21世紀職業財団	(本部) 03-5276-3694
育児、介護、家事代行等の各種サービスの情報は。	フレイフレー・テレフォン (月～金9:30～16:30) ((財)21世紀職業財団)	(本部) 03-5276-3694 <a href="http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/2020/2020.htm">http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/2020/2020.htm</a> [全国番号一覧]
急な残業の際などの育児・介護の援助を受けたい、又は援助したい場合。	ファミリー・サポート・センター（事業に関する問合せは厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課又は(財)女性労働協会。入会等の申込み、問合せは各ファミリー・サポート・センター）	(厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課) 03-5253-1111 (内7858), ((財)女性労働協会) 03-3456-4410
育児休業給付を受けたいとき。	最寄りの公共職業安定所	最寄りの公共職業安定所に問合せを。

消費者取引をめぐるトラブルなど消費生活に関する苦情・相談は。	国民生活センター(月～金10:00～12:00, 13:00～16:00)及び各都道府県, 市町村の管轄する消費生活センター(401か所)。	03-3446-0999 (国民生活センター) [全国消費生活センター一覧] <a href="http://www.kokusen.go.jp/soudan/map/index.html">http://www.kokusen.go.jp/soudan/map/index.html</a>
消費者教育に関する支援への要望・相談は。	(財)消費者教育支援センター	03-5454-3091
消費生活に関する相談や犯罪の被害に遭った場合の相談は。	各都道府県警察本部の『悪質商法110番』等の相談窓口	(警視庁) 03-3501-0110 (大阪) 06-6941-4592 ほか
ボランティア活動に関する情報・相談や参加に関する問合せは。	(福)全国社会福祉協議会内 全国ボランティア活動振興センター 各都道府県社会福祉協議会・ボランティアセンター (財)さわやか福祉財団 (社)日本青年奉仕協会 全国ボランティア情報提供・相談窓口(独立行政法人国立女性教育会館内)	03-3581-4656  03-5470-7751 03-3460-0211 0493-62-1131 <a href="http://volunteer.nwec.go.jp">http://volunteer.nwec.go.jp</a>
勤労者のボランティア活動に関する情報・相談や参加に関する問合せは。	(財)勤労者リフレッシュ事業振興財団 勤労者ボランティアセンター	(東京) 03-5322-6667 (大阪) 06-6265-5522 <a href="http://e-vc.cab.infoweb.ne.jp/">http://e-vc.cab.infoweb.ne.jp/</a>

### 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
高齢者とその家族の福祉・医療・年金・法律に関するさまざまな相談・悩みは。	シルバー110番(各都道府県高齢者総合相談センター)	<sup>はれぼれ</sup> #8080 (プッシュ回線) (東京) 03-3269-4165 (大阪) 06-6875-0110
在宅介護に関する総合的な相談, 指導, 援助を受けるには。	各地域の在宅介護支援センター(電話相談は24時間受付)。	
福祉サービスや福祉施設への入所等に関する相談は。	各市区町村の福祉担当窓口若しくは福祉事務所。	
老人性痴呆等に関する専門医療相談・鑑別診断・治療方針決定や夜間・休日の緊急対応は。	老人性痴呆疾患センター(全国113か所)	市町村役場に問合せを。
高齢者介護など福祉関係の仕事に就きたい場合は。	各都道府県福祉人材センター中央福祉人材センター	03-3581-7801
高齢者が生きがいや健康を目的に就労がしたい場合は。	各地域のシルバー人材センター	(社)全国シルバー人材センター事業協会 03-5802-6333
高齢者の健康・生活の相談, レクリエーションに関する問合せは。	各地域の老人福祉センター。	

身体障害者・知的障害者の福祉サービスについて相談がしたい場合。	市町村福祉事務所又は市町村障害福祉担当課に問合せを。	
身体障害者のための各種サービスの情報を知りたい場合。	各都道府県身体障害者社会参加推進センター (福)日本身体障害者団体連合会内中央身体障害者社会参加推進センター	03-3208-3058
高齢者・障害者のための食生活情報(献立のヒント・食材・調理器具の紹介)を知りたい。	(財)すこやか食生活協会	03-3583-9395 03-3589-4344 (テレフォンサービス)

### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先
様々な悩み・問題に関し、女性が相談(電話・来所)、一時保護等を受けたい場合。	各都道府県の婦人相談所(総合相談センター等に併設されている場合もある。) 婦人相談員 婦人保護施設	(東京) 03-5261-3911  各都道府県婦人相談所及び地域の福祉事務所に問合せを。 各都道府県婦人相談所に問合せを。
犯罪の被害にあった心の悩みを相談したい場合。	北海道被害者相談室 オホーツク被害者相談室  犯罪被害者支援センターみやぎ 秋田被害者支援センター (社)被害者支援都民センター 水戸被害者援助センター  長野犯罪被害者支援センター 静岡犯罪被害者支援センター  砺波被害者支援相談室 (こころの窓) 石川被害者相談室  (社)被害者サポートセンターあいち おうみ犯罪被害者支援センター  (社)京都犯罪被害者支援センター 大阪被害者相談室 紀の国被害者支援センター  被害者こころの支援センターえひめ 広島犯罪被害者心の支援センター 福岡犯罪被害者支援センター  被害者・被災者心の相談ボランティア ハートラインやまぐち	011-232-8740(月～金 10時～16時) 0157-25-1137(月～金 9時30分～16時)  022-221-7830(火・土 10時～16時) 018-832-8010(火・木 10時～16時) 03-5419-3336(月～金 10時～16時) 029-232-2736(火・水・木 10時～16時)  026-223-7830(火・金 15時～19時) 054-272-5050(火・木・土 15時～21時)  0763-33-7730(月～金 9時～16時)  076-234-7830(火・木 18時～21時、土 15時～18時) 052-523-7830(月～金 10時～16時)  077-514-1650(金 13時～17時、土 10時～17時) 075-451-7830(火・金 10時～18時)  06-6871-6365(月～金 10時～16時) 073-427-1000(月～金 13時～16時) (木のみ18時～21時も) 089-913-0900(木・土 10時～16時)  082-240-7830(木 10時～17時、土 10時～19時) 092-738-1550(月 19時～21時、土 13時～16時) 083-974-5115(火 10時～13時、木 18時～21時)

人権調整専門委員制度について知りたい場合。	専門委員は法務省人権擁護局長から指名されている。	(東京) 03-3214-6231, (大阪) 06-6942-1481, (名古屋) 052-952-8111, (広島) 082-228-5201, (福岡) 092-721-4570, (仙台) 022-225-5611, (札幌) 011-709-2311, (高松) 0878-21-6191
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談をしたい, 届け出たい場合。	各都道府県警察の警察本部等の性犯罪被害相談電話, 相談コーナー又は最寄りの警察署。	相談電話設置一覧表 (後掲)
セクシュアル・ハラスメントについて相談したい場合。	人権相談所 (各法務局・地方法務局・支局に常設)。 各都道府県労働局雇用均等室 (職場におけるセクシュアル・ハラスメント) ロード-110番 (東京都労政部)	前掲  03-5320-6110
ストーカー行為等に係る被害について相談したい場合。	自宅から最寄りの警察署又は各都道府県警察本部の総合相談室	#9110 (#は, プッシュ回線契約電話及びプッシュ式公衆電話から使用できます。)
「女性のためのアジア平和国民基金」について知りたい場合。	「女性のためのアジア平和国民基金」	03-3583-9346 03-3583-9322 (郵便振替口座00180(3)71164) <a href="http://www.awf.or.jp">http://www.awf.or.jp</a>

### 生涯を通じた女性の健康支援

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先等
女性の健康をめぐる問題について相談したい場合。	都道府県又は市区町村の女性センター等に問合せを。	
性の悩みについて相談したい場合。	各地の保健所に問合せを。 日本赤十字社医療センター (産婦人科カウンセリングサービス)	03-3400-1311
妊娠, 出産, 育児, 家族計画その他保健衛生に関することを相談したい場合。	市区町村又は保健所に問合せを。 日本家族計画協会 主婦会館クリニック	03-3269-7700 03-3265-8110 (予約: 平日10~17時, 相談(電話, 面接): 13~18時)
不妊症外来のある主な病院は。		[全国一覧] <a href="http://www.iryojoho.com/data44.htm">http://www.iryojoho.com/data44.htm</a>
健康診査, 健康診断を受けたい場合。	市区町村の担当窓口 (健康課・保健所等) へ問合せを。	



がんについて相談したい場合。	癌研究会付属病院	03-3918-0110（月：11～15時，火水木：11～14時）
乳がんに関する不安や悩みについて相談したい場合。	あけぼの会（乳がん手術経験者の会）	03-3792-1204
H I V / エイズについて相談したい場合。	(財)エイズ予防財団 H I V と人権・情報センター  日本家族計画協会・エイズ／避妊相談	0120-177-812, （東京）03-3239-9090, （大阪）06-6882-0102 03-3269-7700
H I V / エイズの検査を受けたい場合。	各地の保健所に問合せを。	
薬物乱用・薬物依存について相談したい場合。	各都道府県の精神保健センター 又は各地の保健所，全国の地方厚生局麻薬取締部の麻薬・覚せい剤相談電話 各都道府県警察本部の総合相談・薬物相談電話等 各都道府県警察本部・各警察署の少年相談窓口 ダルク（社会復帰のための民間のリハビリ施設） 女性ハウス  デイケアセンター	（関東）03-3791-3779 （近畿）06-6949-3779  （警視庁）03-3501-0110 （大阪）06-6943-7957 ほか （警視庁）03-3580-4970 （大阪）06-6772-7867 ほか  03-5685-6128（9～17時） 03-3810-0376（夜間） （東京）03-3807-9978 （横浜）045-731-8666 （名古屋）052-915-7284

### メディアにおける女性の人権の尊重

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先等
メディアに対する意見や問合せは。	(社)日本民間放送連盟 (社)日本ケーブルテレビ連盟 (社)衛星放送協会 日本放送協会放送センター 出版倫理協議会 出版問題懇話会 (社)日本新聞協会 映倫管理委員会（映画），映像倫理協議会（ビデオソフト等） 日本ビデオ倫理協会 コンピュータソフトウェア倫理機構	03-5213-7711 03-3490-2022 03-3597-3211 03-3465-1111 03-3291-0775 03-3208-8701 03-3591-4401 03-3541-2717  03-3231-0571 03-5442-0036
広告に対する苦情は。	日本広告審査機構（J A R O）	03-3541-2811

**男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実**

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先等
女性学級，家庭教育学級など社会教育についての情報が知りたい場合。	地域の生涯学習・社会教育担当課（女性教育・家庭教育担当）に問合せを。 独立行政法人国立女性教育会館 情報センター	0493-62-6711
生涯学習に関する情報の提供や相談を受けたい場合。	都道府県又は市町村の生涯学習担当課に問合せを。 国立教育政策研究所 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター	03-3580-1251 03-3823-0241
放送大学を受講したい場合。	放送大学本部	043-276-5111
大学の公開講座を受講したい場合。	各大学の担当課に問合せを。	
女性教育施設について知りたい場合。	独立行政法人国立女性教育会館 各地の女性教育会館	0493-62-6711

**地球社会の「平等・開発・平和」への貢献**

こんなときは	実施主体・窓口	連絡先等
国連機関や，国際協力関係機関の情報を知りたい場合。	国際連合広報センター（国別統計資料、原文の会議記録など） ユニセフ駐日代表事務所 国際連合開発計画（UNDP） 東京連絡事務所 国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR） 国際連合大学 国際労働機関（ILO）東京支局 世界銀行東京事務所 日本ユニセフ協会（国連児童基金発行の資料，発展途上国のビデオなど） ユネスコ・アジア文化センター（国連教育科学文化機関関係出版物，途上国の教育に関する資料など） 国際協力事業団（JICA）（開発途上国の政府資料や報告書など） アジア経済研究所（途上国の政治・経済・社会に関する資料） 国際協力銀行（JBIC）（開発途上国への円借款供与に関する各種報告書，パンフレット，資料等）	03-5467-4451/4454 03-5467-4431/4436 03-5467-4751/4752 03-3499-2011 03-3499-2811 03-5467-2701/2703 03-3597-6650 03-3355-3227 03-3269-4435/4436 03-5352-5311 043-299-9500 03-5218-3101

国際機関で働きたい場合	外務省国際機関人事センター	03-3580-3311 (内線2841)
国連ボランティアに登録したい場合	外務省国際機関人事センター内 国際ボランティア登録センター	03-3580-3311 (内線2819)
国連ボランティア貯金に寄附したい場合。	最寄りの郵便局に問合せを。	
NGOに参加して開発途上国の女性の自立に貢献したい場合。	NGO活動推進センター (J A N I C)	03-3294-5370
開発途上国の識字教育に関する情報を知りたい場合。	日本ユネスコ協会連盟 各地のユネスコ協会	03-5424-1121

### 男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組についての問合せ・情報は

〔一般〕 内閣府男女共同参画局 03-3581-5003 <http://www8.cao.go.jp/danjyo/index.html>

〔各府省の施策について〕 各府省男女共同参画推進本部担当課 (本書参考資料13)

〔地方公共団体の取組について〕 各地方公共団体の女性行政・男女共同参画担当課

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 相談電話設置一覧表

平成13年4月1日現在

設置都道府県・ 方面本部	名 称	電 話 番 号	受 付 時 間
北海道警本部	性犯罪被害110番	0120-756-310	8時45分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
函館方面本部	性犯罪被害110番	0120-677-110	8時45分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
旭川方面本部	ヤングアンドミズテレホン	0120-677-110	8時45分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
釧路方面本部	性犯罪被害110番	0120-677-110	8時45分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
北見方面本部	性犯罪被害110番	0120-677-110	8時45分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
青森県警本部	性犯罪被害110番	0120-89-7834	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は当直，FAX）
岩手県警本部	性犯罪被害110番	0120-79-7874	9時～17時45分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
宮城県警本部	性犯罪相談電話	0120-24-8620	終日
秋田県警本部	レディース通話110番	0120-028-110	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は当直，FAX）
山形県警本部	女性専用相談電話	0120-783-142	8時～17時（左記以外，土，日，祝日は当直）
福島県警本部	性犯罪被害110番	0120-50-3732	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
警 視 庁	犯罪被害者ホットライン	03-3597-7830	8時30分～17時15分（土，日，祝日を除く）
茨城県警本部	女性被害犯罪「勇気の電話」	0120-556-942	8時30分～17時15分（FAX相談可。左記以外，土，日，祝日は当直，終日インターネットによる相談受付）
栃木県警本部	被害者相談電話	0120-710873	8時30分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は当直）
群馬県警本部	性犯罪被害相談電話	027-224-4356	8時30分～17時15分
	犯罪被害者相談電話	027-221-7777	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は当直）
埼玉県警本部	犯罪被害ホットライン	0120-381858	8時30分～17時15分（土，日，祝日を除く）
千葉県警本部	女性被害110番	043-223-0110	8時30分～17時（土，日，祝日を除く）
	女性相談所	0120-048-224	24時間体制（列車内における性犯罪被害対象）

設置都道府県・ 方面本部	名 称	電 話 番 号	受 付 時 間
神奈川県警本部	性犯罪被害110番	045-681-0110	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
新潟県警本部	女性被害110番	025-281-7890	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
山梨県警本部	性暴力110番	055-224-5110	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
長野県警本部	女性被害犯罪ダイヤルサポート110	026-234-8110	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
静岡県警本部	性犯罪被害110番	0120-783870	8時30分～17時15分（土，日，祝日を除く）
富山県警本部	女性被害110番	0120-72-8730	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は当直）
	ストーカー相談電話	0120-13-1104	
石川県警本部	レディース通話110番	0120-028-110 076-264-0110	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
福井県警本部	レディーステレホン	0120-29-2170 0776-29-2110	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
岐阜県警本部	犯罪被害者相談電話	0120-870-783	9時～16時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
	ストーカー相談110番	0120-794-310	
愛知県警本部	レディースホットライン	0120-67-7830	9時～17時（左記以外，土，日，祝日を除く）
	ストーカー110番	052-961-0888	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は当直）
三重県警本部	女性被害相談電話	0120-72-8740	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
滋賀県警本部	性犯罪相談電話	077-525-7830	8時30分～17時15分（土，日，祝日を除く）
	犯罪被害者サポートテレホン	077-521-8341	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
	C L A R A（クララ）相談電話	077-521-9662	
京都府警本部	レディース110番	075-411-0110	9時～17時（土，日，祝日を除く）
大阪府警本部	ウーマンライン	06-6767-0110	9時～17時（土，日，祝日は留守番電話）
	ストーカー110番	06-6767-2110	9時～17時45分（土，日，祝日は当直）
兵庫県警本部	レディースサポートライン	078-351-0110	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は，留守番電話又はFAX）
	ストーカー相談電話	078-371-7830	9時～17時30分（左記以外，土，日，祝日は，留守番電話）

設置都道府県・ 方面本部	名 称	電 話 番 号	受 付 時 間
奈良県警本部	性犯罪被害相談110番	0742-24-4110	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は，留守番電話）
和歌山県警本部	性犯罪被害110番	0734-32-0110	8時30分～17時45分（左記以外，土，日，祝日は当直）
鳥取県警本部	性犯罪110番	0857-22-7110	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は当直）
島根県警本部	性犯罪110番	0852-23-4110 0120-110-267	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は当直，FAX）
	ストーカー被害110番	0852-24-9110	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日はFAX）
岡山県警本部	レディース110番	0120-001-797	9時～17時（土，日，祝日は，留守番電話，FAX）
広島県警本部	性犯罪相談110番	0120-72-0110	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は当直）
山口県警本部	レディース・サポート110	083-932-0110 0120-378-387	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は当直）
徳島県警本部	レディース110番	0886-22-7101	9時～17時（左記以外，土，日，祝日は当直）
香川県警本部	性犯罪被害専用相談電話 「ハートフルライン」	087-831-9110	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は留守番電話，FAX）
愛媛県警本部	警察総合相談電話	0120-31-9110	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は当直）
高知県警本部	レディースダイヤル110番	088-873-0110	8時30分～17時15分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
福岡県警本部	ミズ・リリーフ・ライン	092-632-7830	8時30分～17時15分（土，日，祝日を除く，FAX付）
佐賀県警本部	レディーステレホン	0952-28-4187	8時30分～17時（左記以外，土，日，祝日は留守電，FAX）
長崎県警本部	女性被害110番	095-823-0110 0120-783-814	9時～17時45分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
熊本県警本部	レディース110番	0120-8343-81	9時30分～18時15分（左記以外，土，日，祝日は留守電，FAX）
大分県警本部	被害者サポート110番	0120-098-110	9時30分～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
宮崎県警本部	女性被害相談電話	0985-31-8740	9時～17時30分（左記以外，土，日，祝日は留守番電話）
鹿児島県警本部	レディース相談電話	099-206-7867	9時30分～18時15分（土，日，祝日は留守番電話）
沖縄県警本部	性犯罪被害110番	098-868-0110	9時30分～18時15分（左記以外，土，日，祝日は当直）